

## 緊急事態宣言の対象拡大を受けた宮崎県の対応 (R2.4.17)

緊急事態宣言発令中      ～感染拡大防止の徹底を～

“人と人との接触の機会を低減し、  
感染しない、うつさない、ウイルスを持ち込まない、感染の連鎖をつくらない”

- 1 区 域      宮崎県内全域
- 2 期 間      令和2年5月6日(水)まで
- 3 適 用      県の対応方針(令和2年4月3日)について、上記の期間に限って「2 県の主催するイベント等・公の施設(1)(2)」及び「3 県民や市町村等への要請」を変更する。  
(下線部が今回の新たな要請・対応の部分)

## 4 実施内容

### (1) 県民の皆様へ：

- ① 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することは、まん延防止の観点からできる限り避ける(特にGW期間中は県外との往来自粛を徹底) ※1、※2
- ② 人との接触を7～8割減を目指すべきものとされていることや、他県のクラスター事例(注1)に留意し、できる限り外出を自粛

(注1) 他県でのクラスター事例

ナイトクラブ、ライブハウス、ライブバー、カラオケ、飲食店(懇親会)、スポーツジム、卓球スクール、合唱団、展示会、医療機関、福祉施設、保育施設、会社・事業所

### (2) 県外の皆様へ：

- ① 帰省・出張や旅行(特にGW期間中)などの来県を自粛 ※2
- ② やむを得ず来県された場合、感染拡大防止対策を徹底

特定警戒都道府県(注2)にやむを得ず滞在した場合

※1 ・帰県後2週間の外出自粛

※2 {  
・マスク着用などの咳エチケットの徹底  
・毎日の体温測定  
・発熱など症状が出たら帰国者・接触者相談センターへ相談

(注2) 東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県(13都道府県)

(3) 県の主催するイベント等・公の施設                      原則として、中止・延期又は利用制限等

(4) 県民や市町村等への要請                                      県の対応と同様の対応を要請

## (5) 県立学校

全ての県立学校を原則、4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業とする。

- 臨時休業期間中に登校日は設けない。  
※ 個別対応等に関することについては、個別に登校する機会を設けることはできる。
- 部活動も4月21日(火)から5月6日(水)まで中止とする。
- 業務に支障のない範囲で教職員の時差出勤や在宅勤務等を認める。
- 県立学校には、保護者等からの相談に応じる（休日・祝日を除く）窓口を設置する。

# 感染拡大防止対策

目的	具体的な取組例
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 咳エチケット、手洗い、手指消毒の励行等</li><li>・ <u>店舗、事務所内の定期的な消毒</u></li></ul>
3つの密（密閉・密集・密接）の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）</li><li>・ 密集する会議の中止（電話会議やビデオ会議等を利用）</li><li>・ 利用者の入場制限、行列を作らない工夫、列間隔の確保（約2m）</li></ul>
発熱者等との接触等を制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>検温・体調確認を行い、37.5℃以上や体調不調の者との接触等を制限</u></li></ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）</u></li><li>・ <u>出勤数制限（テレワーク等による在宅勤務等）</u></li><li>・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限</li></ul>

## 【県庁における対策】

- ・ 不要不急の県外出張を控える
- ・ 普段からマスクの着用に努め、手洗いやうがいの徹底、咳エチケットを心がける
- ・ 毎朝の検温及び体調確認を行う（発熱等の風邪症状が認められる場合は、原則自宅で安静・療養）
- ・ 時差出勤の拡大
- ・ 在宅勤務制度の導入